

# 令和4年第2回豊頃町議会臨時会会議録

令和4年5月13日（金曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 1 号	専決処分の承認 (令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第13号))
日程第 4	議案第 2 5 号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 5	議案第 2 3 号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 6	議案第 2 4 号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
日程第 7	議案第 2 6 号	豊頃町税条例等の一部改正
日程第 8	議案第 2 7 号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正

## ◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中村 純 也 君
9番 藤田 博 規 君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	鏑 木 政 洋 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
会 計 管 理 者	

福 祉 課 長	丹 羽 静 恵 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
農業委員会事務局長	林 谷 一 徳 君
教育委員会教育課長	森 直 史 君
消 防 署 長	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 主 事	手 塚 健 人 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

●藤田議長 ただいまから、令和4年第2回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

●藤田議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

●藤田議長 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
按田町長。

●按田町長 令和4年第2回豊頃町議会臨時会行政報告を申し上げます。  
初めに、公用車の事故についてであります。

令和4年4月4日（月）15時30分頃、道道大津旅来線（大津116番地付近）を走行中の患者輸送代替車両（スクールバスワゴン車）が単独事故を起こしました。

事故に至った経過は、大津線下り3便で町民1名が乗車し、道道大津旅来線を走行中、運転者が前方注意を怠り、左車輪が道路から逸脱し、ハンドル操作したが戻れず、道路脇の大型スノーポールに衝突し車両左前方部を破損させたものです。

被害状況は乗車していた1名が、事故直後の確認では負傷や身体の動作に異常が見られませんでした。4月5日改めて自宅訪問し確認したところ、肘部及び膝部に打ち身が確認されたため、状況の確認と医療機関への受診をお願いしたところであり、現在も通院治療中です。

また、運転者の職員に怪我はありませんでした。

これらの被害については、本町加入の保険対応となりますが、協議が整いしだい損害賠償に関する議案を提案させていただく予定であります。

公用車の運行については、「安全運転」が第一であり、改めて職員の自覚を促し、今後より一層、職員一人ひとりが安全運転を遵守するよう徹底してまいります。

次に、新型コロナウイルスの感染状況についてであります。

特別養護老人ホームとよころ荘において4月13日職員に感染者が出てから、4月22日までの間に入所者2名及び職員4名の計6名の感染者が確認され、入所者のうち1名は入院療養を余儀なくされました。

感染にかかる濃厚接触者は6名おりましたが、直ちに自宅待機しており、PCR検査等で陰性を確認後、職場に復帰しております。

この感染により施設内での集団感染（クラスター）となり、十勝総合振興局との合同による特養とよころ荘現地支援対策本部が設置され、保健所による現地確認指導を受けるとともに、入居者棟内でレッドゾーンを設け防護服による対応が実施されたところでもあります。

また、デイサービスを当面中止とし、利用者の中でヘルパーの支援及び入浴の介助が必要となる方については、社会福祉協議会と連携し、ヘルパーの派遣や入浴支援などの対策を講じました。その結果、5月2日に感染の収束が確認され、対策本部は解散となっております。

役場職員の感染状況につきましては、4月21日に1名感染が確認され、22日新たに2名の確認がされたところでもあります。職員の感染者が出たことにもない、22日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、情報共有及び更なる感染防止に努めるよう周知したところでもあります。

最後に、福島県沖地震にかかる相馬市への職員派遣についてであります。

3月16日深夜に発生した福島県沖を震源とする地震により、相馬市において震度6強を観測し、死者及び重軽傷者、市内全域での断水や家屋の損壊など多くの被害を出しました。

このことにより、本町では相馬市の応援職員派遣の要請を受け、4月4日から16日までの15日間、被災家屋の罹災調査を実施するため職員2名を派遣したところでもあります。

復旧については、今なお継続しているところであり、今後も必要に応じて相馬市への支援を実施してまいりたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番岩井明議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

### ◎ 承認第 1 号

●藤田議長 日程第 3 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書 17 ページを御覧ください。

承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度豊頃町一般会計補正予算（第 13 号）を令和 4 年 3 月 30 日専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第 13 号）、1 ページを御覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定、歳出において道営農地整備事業負担金を精査するなど、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,908 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 2,828 万 5,000 円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

14 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費において、3 目財産管理費に基金積立金 1 億 1,749 万円を追加。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費から住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 200 万円を減額。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、4 目道営事業費から道営農地整備事業負担金 3,640 万 5,000 円を減額。

次に、歳入につきましては、8 ページを御覧ください。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税に 285 万 9,000 円を追加。

2 項地方揮発油譲与税に 464 万 1,000 円を追加。

3 款利子割交付金に 1 万 6,000 円を追加。

4 款配当割交付金に 57 万 8,000 円を追加。

5 款株式等譲渡所得割交付金に 42 万 7,000 円を追加。

6款法人事業税交付金に178万9,000円を追加。

10ページ、7款地方消費税交付金に1,112万5,000円を追加。

8款自動車税環境性能割交付金に192万4,000円を追加。

9款地方特例交付金に412万円を追加。

10款地方交付税において、普通交付税及び特別交付税合わせて8,619万8,000円を追加。

11款交通安全対策特別交付金から11万5,000円を減額。

12款分担金及び負担金、1項分担金から道営負担事業3,640万5,000円を減額。

12ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金に公立学校施設整備事業補助金2,280万3,000円を追加するなど、計2,080万3,000円を追加。

16款財産収入、1項財産運用収入から配当金26万1,000円を減額。

17款寄附金にふるさと振興寄附金219万円を追加するなど、計249万円を追加。

20款諸収入、5項雑入に道市町村振興協会交付金229万6,000円を追加。

21款町債から豊頃中学校改築事業2,340万円を減額するものであります。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、4ページ、第2表地方債補正を御覧ください。

表記載のとおり、過疎対策事業に係る既定の地方債限度額3億310万円を2億7,970万円に改め、地方債限度額の総額を4億9,997万5,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第25号

●藤田議長 日程第4 議案第25号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第25号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

本案は、本年4月6日、国会において令和3年度人事院勧告に基づく国家公務員給与法改正案が可決、施行されたことから、このことに準じて本町職員の給与に関する条例を改正するものであります。

改正の内容につきまして、議案説明書5ページ、説明第3号を御参照願います。

第16条期末手当について、第2項現行欄支給積算額に、100分の127.5を乗じて得た額とあるのを、改正後の欄のとおり、100分の120に改め定めるもので、期末勤勉手当支給率を年間100分の445から100分の430に改めるものであります。

第3項は、再任用職員の規定で100分の72.5を、100分の67.5に改め、年間支給率を100分の235から100分の225とするものであります。

なお附則として、この条例は令和4年6月1日から施行するものであります。

どうぞよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号及び議案第24号

●藤田議長 日程第5 議案第23号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び日程第6 議案第24号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第23号及び議案第24号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第23号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第24号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について一括して説明申し上げます。

議案書1ページ及び3ページを御覧願います。

本案は、ただいま議決いただきました議案第25号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正の内容につきまして、議会議員及び特別職の期末手当についても、同様に改正しようとするもので、議案説明書1ページ、説明第1号及び3ページ、説明第2号の改正後の案のとおり、議会議員及び特別職の期末手当支給率100分の222.5を100分の215に改めるもので、期末手当支給率は年間100分の445から100分の430となるものであります。

なお附則として、この条例は令和4年6月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第23号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )



●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第24号

●藤田議長 議案第24号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第26号

●藤田議長 日程第7 議案第26号豊頃町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第26号豊頃町税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきまして、別紙議案説明書により御説明いたします。議案説明書7ページ、説明第4号を御覧ください。

初めに改正の趣旨であります。本案につきましては、本年度の税制改正におきまして、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の税制上の措置と、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）ほか、関係する政令等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容につきまして、第1条関係分から適用期日順に御説明いたしま

す。

まず初めに、第34条の7第1項第1号ホの改正ですが、特例法人の公益社団法人又は公益財団法人への移行の登記が平成20年12月から平成25年11月までと定められており、これに伴い寄附金税額控除について翌平成26年度から7年間を経過措置として、旧公益法人に該当する法人への寄附について対象としていましたが、その経過措置の終了に伴う削除となるものです。

次に第48条第9項及び第15項の改正については、令和3年5月改正でありました地方税法の改正に伴う項ずれ等所要の措置を講じる規定の整備です。

次に附則第10条の2の改正については、固定資産税の課税標準の特例について規定している条項となりますが、地方税法により貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を新たに規定したことによる項ずれ等の所要の措置を講ずる規定の整理となっております。

次に附則第10条の3の改正については新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定している条項となりますが、地方税法の改正により省エネ改修等を実施した適用対象となる住宅を、現行平成20年4月1日以前に存していた住宅と規定していましたが、平成26年4月1日以前に存していた住宅と改正し、その適用期限を2年延長し、令和6年3月31日までとされました。また「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」とし、高効率給湯機器等の取り付け工事もその対象となり、対象となる工事が拡充されたことから、所要の整備を行うものです。

次に附則第12条第1項の改正については、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定している条項となっておりますが、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする法律改正による所要の改正です。参考としまして、本町では該当となる宅地等はありません。

以上、適用期日は令和4年4月1日であります。

続きまして、議案説明書8ページ、第36条の3の2、第36条の3の3につきましては、関連しておりますが、個人の住民税に係る扶養親族申告書について規定している条項となっております。提出義務要件の追加及び一定の配偶者の氏名を記載することを規定した法律改正による所要の改正です。

次の附則第7条の3の2第1項については、住宅借入金等特別税額控除の延長等について記載している条項であります。所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額の5%を最高9万7,5

00円の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する適用期限を、4年間延長し令和7年末までの入居者を対象とし、適用を令和20年度までとする法律改正による所要の改正です。

次の附則第17条の2第3項については、引用条項である租税特別措置法の改正による所要の改正です。

次の附則第25条については、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について規定している条項であります。先に御説明しました附則第7条の3の2の第1項の改正により、適用期限を令和7年末までの入居者を対象としたことにより、改正前の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例で令和4年末までの入居者を対象としていた者を網羅することから、附則第25条の特例を削るための法律改正による所要の改正です。

以上、適用期日は令和5年1月1日であります。

第33条第4項、第6項及び第34条の9第1項、第2項につきましては、関連しておりますので併せて説明いたします。

所得税の確定申告書を提出し、個人住民税の申告書を提出しない場合には、個人住民税の申告書の提出があったものとみなし、所得税と個人住民税で同様の課税方式を選択したことになりますが、現行上場株式等に係る配当所得につき、所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっておりますが、課税方式を一致させることとし、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と住民税で一致させることとした法律改正による所要の改正です。

続きまして、9ページの第36条の2第1項及び第2項については、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備による所要の改正です。

第36条の3第2項、第3項については、規定中「附記された事項」、「附記しなければ」の文言を整理する法律改正に伴う所要の改正です。

附則第16条の3第2項については、先ほど説明しました税条例第33条第4項、第6項及び第34条の9第1項、第2項の改正により、上場株式等に係る配当所得等につき所得税と住民税の異なる課税方式が選択可能であったものを所得税と一致させることとしたことから、特例の適用については所得税での適用がある場合に限り適用するものとした法律改正に伴う所要の改正です。

附則第20条の2第4項については、外国居住者等所得総合免除法第8条第10項の改正に基づき、申告方式の選択に係る規定の整備です。

附則第20条の3第4項及び第6項については、租税条約等実施特例法第3条の2の2第13項及び第15項の改正に基づき申告方式の選択に係る規定の整備です。

以上の適用期日は令和6年1月1日であります。

第18条の4第1項、第73条の2第1項、第73条の3第1項については、関連しておりますので一括して説明申し上げます。

民法不動産登記法の一部改正に伴い、固定資産税に係る登記所から市町村への通知について、所有権の登記名義人の死亡の符号等の追加、DV被害者等の住所に代わる事項の追加、また市町村が証明書等を交付する際にDV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う所要の改正です。

適用年月日については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日とされており、令和3年12月17日政令第332号により施行日は令和6年4月1日となります。

続きまして10ページ、第2条関係分から適用期日順に御説明いたします。

第2条の改正は、豊頃町税条例の一部を改正する条例の未施行分の一部改正であります。

第36条の3の3第1項の改正規定については、第1条改正で説明しました個人の町民税に係る扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備です。

施行日は令和5年1月1日となります。

第24条第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条第1項につきましては、法律改正に伴う所要の改正です。

施行日は令和6年1月1日となります。

なお附則としまして第1条には施行期日を、第2条には納税証明書に関する経過措置を、第3条には町民税に関する経過措置を、第4条には固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1番石田議員。

●1番石田議員 税条例等の改正、地方税法の改正による改正であります。非常に説明内容が詳しくて、逆にいろんな条文等が頭の中になかなか入っていないものですから、理解しにくいかなという感じを受けました。

議案説明書の9ページですか、豊頃町税条例の第18条と第73条の関係でお聞きしたいと思いますが、納税証明書並びに固定資産税課税台帳の閲覧の関係、これは手数料の関係だと思いますが、この中の証明書であります。証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものというふうにあります。それ

ぞれ令和6年4月1日から施行となっておりますけれども、住所に代わるものとして定められた事項を記載すると。住所に代わるものとしてというのは例えばどういふものの記載があるのか伺いたいと思います。

●藤田議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 答えいたします。

住所に代わるものとして施行規則で定める事項であります。地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、登記に記録されているDV被害者等の現住所を、法務局が発行する登記事項証明書や市町村長が発行する評価証明書、固定資産課税台帳の閲覧の際には一つ目として住所の削除、二つ目として住所に代わるものとして市町村長が適当と認める事項の記載、三つ目として前2号に掲げるもののほか、市町村長が適当と認める措置を講ずることとされました。

市町村の固定資産課税台帳は、法務局からの通知により整備しておりますが、今後施行日までに具体的な住所に代わる記載事項が示されることとなりますが、現段階では登記名義人の前住所又は委任を受けた弁護士等の事務所、法務局の住所などが想定されているところです。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 1点だけ、動向をお聞きしたい、今後の動きというかですね。それは何かというと、9ページの、よく私ども民間ではそうなのですが、固定資産税の評価証明書をお願いします、その時に手数料を払います。また事項証明書、これは一般的に、内容的に全てのもので、あるいは部分的にというのがあるんですが、現状の手数料が令和6年4月1日まで動きがないのか変更がないのか、あるいは令和6年4月1日から手数料を変更しますよという理解でいいのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

●藤田議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 この度の改正においては、手数料の額等の検討等という観点ではなく、発行する証明書の内容について改正があったものですので、手数料の増減については今後別の検討となっていくと思います。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 ありがとうございます。

ということですね、本町のやはり歳入についての手数料収入という、そういうものについて非常に関心を持ちたいなど。特に本町については新しい住宅を建て

る、あるいは新しい施設を設けるという場合には多分それらの諸証明については役所の証明書が必要だと、そういうものですから、今後そういうことがないかもしれないと、手数料の変化がですね。なければならないということで解消し、令和6年ですから、まだちょっと遠いのですよね。その辺もちょっと含んで考えていくべきかなということを感じたものですから、その確認の質問であります。

ですからあり得るかないかということの今課長が説明したものは理解できます。できますが、そういう傾向があるのかなというところを感じ取ったものですから、いろいろと業務の中でそういう傾向も出てくるかなというところも含めて理解していた方がいいのか、その辺をもう一度確認したいなと思います。

●藤田議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 本町の手数料は、証明手数料だけでなく、総合的に豊頃町の手数料条例というもので手数料が定められておりますので、総合的に今後検討していくものと思われま。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第27号

●藤田議長 日程第8 議案第27号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第27号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件につきましても、別紙議案説明書により御説明いたします。議案説明書 11 ページ説明第 5 号を御覧ください。

初めに改正の趣旨であります。本年度の税制改正につきまして、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税の負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 23 条の改正につきましては、課税標準額に関するものであります。

改正内容は、保険税負担の公平を図る観点から、課税限度額を改めるものであり、基礎課税額を現行の 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支援金等課税額を現行の 19 万円から 20 万円に引き上げるものであります。

なお介護納付金課税額は現行の 17 万円から改正はございません。

次に附則第 2 項につきましては、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定した条項であります。 「同条中」を「同項中」に改める文言の整理による規定の整備であります。

適用期日につきましては、いずれも令和 4 年 4 月 1 日であります。

なお附則として、第 1 条には施行期日を、第 2 条には適用区分を規定しております。

また本改正案は、本年 2 月 14 日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日改正案通りに実施するよう答申されておりますことを御報告させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これで、令和4年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午前10時43分 閉会